

3) 車路の幅員

車路の有効幅員は、安全に出入りできるよう5.5m以上（一方通行の場合は、3.5m以上）として下さい。

4) 出入口付近の構造

道路交通の支障を及ぼす恐れのない構造とし、道路を通行するものの存在を容易に確認できる構造にして下さい。（必要に応じてすみ切りや警報装置を設置して下さい。）

- ※1 駐車場法が適用される駐車施設については、同法の届出を行うとともに構造についても、同法施行令の基準が適用されます。
- ※2 国土交通大臣の認定をうけた機械式の駐車施設で市長が安全上、支障がないと認めた場合は、1)の駐車スペースの基準は適用されません。ただし、身障者用スペースについては、できる限り設置するよう指導しています。
- ※3 50㎡未満の駐車施設については、3)・4)の基準は適用されません。

5. 駐車施設の附置の特例（隔地駐車場）

建築物の構造や敷地の状態等によって、市長がやむを得ないと認める場合に限り、当該敷地から概ね200mの範囲で敷地外に駐車施設を設置することができます。

6. 市長への届出

条例の適用を受ける建築物について、駐車施設を附置する場合は、市長への届出が必要です。また、駐車施設の附置の特例を受ける場合は、市長への承認申請が必要です。届出書は伊丹市のホームページでもダウンロードすることができます。関係図書を添付の上、必ず提出して下さい。

提出書類

- 1 伊丹市駐車場施設附置届出書
 - 2 委任状（必要な場合）
 - 3 位置図（1/2500以上）
 - 4 平面図及び配置図（1/200以上）
 - 5 求積図及び求積表
 - 6 立面図
- ※ 機械式駐車施設の場合はパンフレット添付

お問い合わせは・・・
伊丹市 都市活力部 都市整備室 都市計画課
電話：072-784-8066
HP：https://www.city.itami.lg.jp/SOSIKI/TOSHIKATSURYOKU/TOSHIKEIKAKU/KAIHATU_SIDO/futigimu/index.html

伊丹市建築物における駐車施設の附置等に関する条例

車社会が進展する中で、都市中心部では、駐車施設の不足により、路上駐車の蔓延やそれに伴う道路混雑や交通安全の低下、また地域活力の低下など、様々な問題が生じています。

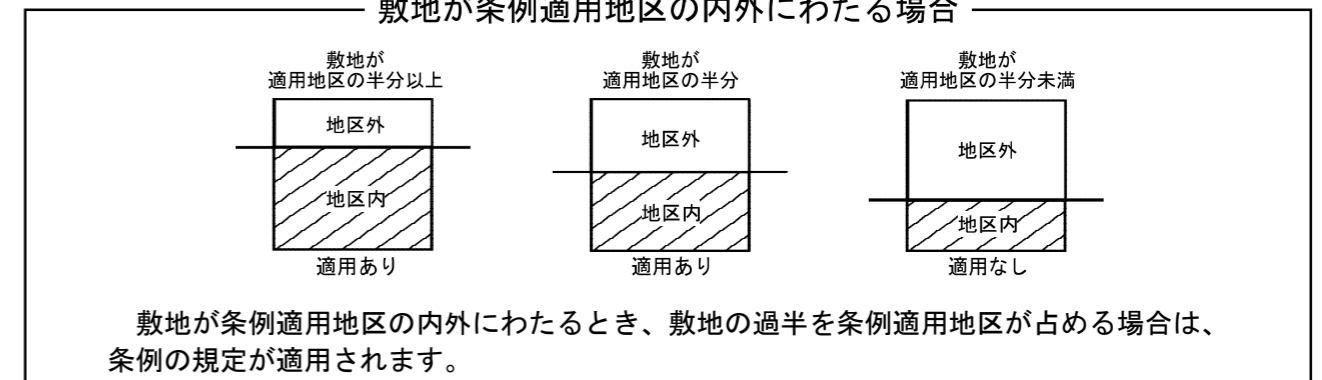
この駐車場問題に対応するため伊丹市では、一定規模の建築物の新築などに際して、自ら駐車施設を整備していただくよう「附置義務条例」を昭和49年に制定しています。

快適で便利な活力ある中心市街地のまちづくりを進めるため、駐車施設の整備と、違法駐車の防止に対し、ご理解をお願いします。

1. 条例適用地区



敷地が条例適用地区の内外にわたる場合



2. 条例適用建築物の規模

区分	建築物の規模	備考
特定用途建築物（A）	1,000㎡を超えるもの	事務所、店舗、劇場、ホテル、飲食店、遊技場、病院、倉庫等駐車需要を発生させる程度の大きい建築物
特定用途建築物（B）	2,000㎡を超えるもの	共同住宅
非特定用途建築物（B）	2,000㎡を超えるもの	上記以外の建築物

※混合用途建築物については、 $A+B \times 1/2 > 1,000㎡$ の建築物が条例の適用となります。

3. 附置基準（附置しなければならない駐車施設）

区分		6,000㎡未満	6,000㎡以上
特定用途	事務所以外（a）	$\frac{S-1,000㎡}{125㎡}$ （台）	$\frac{S}{150㎡}$ （台）
	事務所（b）	$\frac{S-1,000㎡}{500㎡/3㎡}$ （台）	$\frac{S}{200㎡}$ （台）
	共同住宅（c）	$\frac{S}{250㎡}$ （台）	$\frac{S}{250㎡}$ （台）
非特定用途	住宅（d） （共同住宅を除く）	$\frac{S}{250㎡}$ （台）	$\frac{S}{300㎡}$ （台）
	その他（e）	$\frac{S-2,000㎡}{200㎡}$ （台）	$\frac{S}{300㎡}$ （台）

※小数点以下の端数があるときは、切り上げた台数となります。

（S＝建築物の延べ面積とします。ただし、駐車施設の用途に供する部分を除きます。）

《大規模事務所の逡減措置》

10,000㎡を超える大規模な事務所については、下表の区分により算定基礎の床面積を逡減することとなっています。

10,000㎡を超え、50,000㎡まで	0.7
50,000㎡を超え、100,000㎡まで	0.6
100,000㎡を超える部分	0.5

《混合用途》

建築物の規模	算定
6,000㎡未満	$\frac{S-1,000㎡}{125㎡} \times \frac{(a)}{S} + \frac{S-1,000㎡}{500/3㎡} \times \frac{(b)}{S} + \frac{(c)}{250㎡} + \frac{(d)}{250㎡} + \frac{S-2,000㎡}{200㎡} \times \frac{(e)}{S}$ （台）
6,000㎡以上	$\frac{(a)}{150㎡} + \frac{(b)}{200㎡} + \frac{(c)}{250㎡} + \frac{(d)}{250㎡} + \frac{(e)}{300㎡}$ （台）

《共用部分の床面積の取扱い》

機械室等の共用部分の床面積については、各用途の床面積の当該建築物における延べ面積（駐車施設の用途に供する部分を除く。）の割合で按分して、各用途に加算することとなっています。

4. 駐車施設の規模等

1) 駐車スペース

幅2.3m以上・奥行5m以上	全体の7割
幅2.5m以上・奥行6m以上	全体の3割

2) 身障者用駐車スペース（新設）

附置義務駐車場のうち、車いす利用者として少なくとも全体台数の2%は、幅3.5m・奥行6mの駐車スペースを設けることとなっています。

